

## 「大東亜金融圏」論

山 本 有 造

はじめに

### I 「大東亜金融圏」構想の成立

- 1 近衛新体制と「基本国策要綱」
- 2 太平洋戦争開戦と「我国対外金融政策ノ根本方針ニ関スル件」
- 3 大東亜建設審議会と「大東亜金融財政交易基本方策」

### II 「大東亜金融圏」構築の工作

- 1 円系通貨圏の拡大
- 2 双務的清算協定
- 3 特別円制度
- 4 日銀改組と総合清算制度構想

### III 「大東亜金融圏」機構の崩壊

- 1 「大東亜金融圏」の決算構造
- 2 「円」等価リンク政策とその矛盾
- 3 価格差調整の諸方策

むすび

はじめに

本稿で取り上げる、いわゆる「大東亜金融圏」の構想は、「大東亜共栄圏」の経済循環を支える金融的構造の基本プランをなすものであって、端的に言えば「大東亜共栄圏」構想の金融版（島崎久弥）とみなすことができよう。これは、一方において台湾領有いらい積み重ねてきた金融的植民地支配体系（円系通貨圏）を南方諸地域へと拡大再生産し、他方においてポンド・ドル支配から脱却した新しい独立金融圏（円貨決済圏）を広域アジアに構築するための基本的方法策を指し示すものであった。

「大東亜共栄圏」構想の展開過程について、われわれはさきにそのラフ・スケッチを試みた<sup>1)</sup>。「大東亜金融圏」については、すでに島崎久弥によるすぐれた先行研究をもっている<sup>2)</sup>。本稿では、これらを下敷きにしながら、「大東亜金融圏」の構想と実態を概観する。錯綜した諸事実を整理し、「大東亜共栄圏」期の金融構造について、あるいはいかえれば貨幣金融的

側面から観察した「大東亜共栄圏」について、ひとつの frame of reference を準備すること、とりあえずはこれが本稿の課題である。

## I 「大東亜金融圏」構想の成立

### 1 近衛新体制と「基本国策要綱」<sup>3)</sup>

太平洋戦争の開戦と同時に全面的に展開する「大東亜共栄圏」構想の具体的出発点については、今日なお議論が尽きない。われわれとしては、ひとまずは、1940年第二次近衛内閣が設定した国策のグランド・デザイン「基本国策要綱」（およびそれに基づく一連の政策要綱）から始めるとしよう。

1940年7月22日、いわゆる「新体制」運動の気運に乗って成立した第二次近衛内閣は、その組閣にあたって政策綱領「基本国策要綱」を公表し（7月26日閣議決定、8月1日新聞発表）、「皇国ヲ核心トシ日滿支ノ強固ナル結合ヲ根幹トスル大東亞ノ新秩序ヲ建設スル」ことを根本方針とし、そのために「国防国家体制ノ完成ニ邁進スル」ことを掲げた。同年5月以来ヨーロッパ戦線におけるナチス・ドイツの電撃的勝利を背景として、東南アジア英仏蘭植民地への進出、対米資源依存からの脱却、そして欧米勢力に対抗してアジアを大ブロック化する「大東亜共栄圏」建設構想が、ここに（なおその姿はおぼろげながら）国策として認定されることになったのである。

もちろん「基本国策要綱」自体は基本方針を言明したにとどまり、個別問題ごとの基本綱領は企画院を中心としてそれぞれに立案されることになった。すなわち同8月1日には「基本国策要綱ニ基ク具体問題処理要綱」が閣議決定され、起案および協議省庁が表1のように定められた。これらに絡むいわゆる「新体制」諸案については、官民さまざまな機関が試案・草案作りに参画したが、官庁機関としては企画院（なかんづく審議室）が中心となり、民間機関として活躍したものに国策研究会と昭和研究会があった（古川、前掲書、175頁）。それら諸案のうち最終的に閣議にまで上げられ、「新体制要綱」として閣議決定を受けたものは表2のとおりである<sup>4)</sup>。

さて、以上の「新体制」段階における諸綱領をつうじて、「大東亜共栄圏」および「大東亜金融圏」構想とその構造について見てみることにしよう。

「経済新体制」における基本方針が、「東亜自給圏」の確立すなわち「大東亜共栄圏を枠組とした自給自足経済」の確立にあることを、「経済新体制確立要綱」はその劈頭に次のように述べた。

表1 基本国策要綱ニ基ク具体問題処理要綱（1940年8月1日 閣議決定）

要 目	分 担 箇 所	
	起案庁	主たる協議官庁
1. 国民道德ノ確立	企, 文	内
2. 新政治体制ノ確立		
○イ 新国民組織ノ樹立	内閣	企, 内
○ロ 議会制度ノ改革	法局, 内	企, 司
○ハ 官場新体制ノ樹立	法局	企
○ニ 輿論指導方策ノ確立	内閣	企, 内, 外
○ホ 総力戦研究所ノ設定	企	陸, 海, 法局
3. 新経済体制ノ確立		
イ 日滿支ヲ根幹トスル大東亜经济圈建設方針ノ確立	企	陸, 海, 对滿, 興亜, 商, 通, 大, 農, 外, 拓
○ロ 官民協力ニ依ル計画経済機構ノ確立	企	大, 内, 農, 商
○ハ 重要物資ノ一元的統制機構ノ整備	商, 農	企, 通
ニ 新財政政策ノ樹立	企, 大	
ホ 金融統制強化策ノ確立	企, 大	
ヘ 新貿易政策ノ確立	企, 商, 外	大, 農
○ト 国民生活必需物資自給方策ノ確立	企, 農	農, 商, 厚
チ 重化学工業及機械工業確立方策ノ樹立	企, 商	陸, 海
リ 交通運輸施設ノ整備拡充策ノ確立	企, 通, 鉄	陸, 海, 内
ヌ 新労働体制樹立策ノ確立	企, 厚	内, 商, 農
ル 中小商工業者ノ対策ノ確立	企, 商, 農	厚, 内
4. 新科学体制ノ確立		
○イ 総合的科学研究機関整備対策ノ確立	企	陸, 海, 商, 文, 農, 厚
ロ 技術ノ国家管理政策ノ確立	企	陸, 海, 商, 文, 農, 厚
5. 人口政策ノ確立		内, 陸, 海, 農, 商
6. 農業及農家ノ安定		厚, 拓, 内
7. 新国民生活体制ノ確立		内, 農, 商

資料：古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』163頁。原資料は『大本営陸軍部 大東亜戦争開戦経緯(1)』432~3頁。

- 備考：一 起案庁ハ八月末日迄ニ概略案ヲ作成シ関係庁ニ協議ス  
 二 ○印ハ特ニ急速ニ立案ヲ要スルモノトス  
 三 拓務省ハ外地トノ関係ニ於テ必要事項ニ付協議ヲ受クルモノトス

表2 「基本国策要綱」に基づく重要施策要綱（閣議決定の分）

要 綱 名	閣議決定日
国土計画設定要綱	1940. 9. 24
日滿支経済建設要綱	1940. 10. 3
勤劳新体制確立要綱	1940. 11. 8
経済新体制確立要綱	1940. 12. 7
人口政策確立要綱	1941. 1. 22
交通政策要綱	1941. 2. 14
科学技術新体制確立要綱	1941. 5. 27
財政金融基本方策要綱	1941. 7. 11

日滿支ヲ一環トシ、大東亞ヲ包含シテ自給自足ノ共栄圏ヲ確立シ、ソノ圏内ニオケル資源ニ基キテ国防經濟ノ自主性ヲ確保シ、官民協力ノモトニ重要産業ヲ中心トシテ綜合計画經濟ヲ遂行シ、モツテ時局ノ緊急ニ対処シ、国防国家体制ノ完成ニ資シ、ヨツテ軍備ノ充実、国民生活ノ安定、国民經濟ノ恒久的繁栄ヲ図ラントス

これをいいかえれば、「わが国防經濟上、たとえば鉄鋼1千万トンが必要とすれば、アメリカからただの1トンのスクラップも輸入することなしに、東亜共栄圏内における鉄鋼石と石炭と溶鉱炉によって立派に1千万トンの生産を実現する。これが經濟新体制の目的である」（企画院研究会、前掲書、59頁）ということになる。

また「日滿支經濟建設要綱」は、概ね10ヶ年を目的に、1（皇国）國民經濟ノ再編成ノ完成、2 日滿支經濟ノ編成強化、3 東亜共栄圏ノ拡大編成、の3過程を遂行することを前提として、「東亜自給圏」の中核をなすべき日滿支「三国ヲ一環トスル自給自足的經濟態勢ヲ確立スル」ため、「日滿支三国ノ産業分野、勞務、金融、貿易、交通ノ基本政策ヲ決定シタ」ものであった。

これら基本方針案ではまだ、「大東亞金融圏」についてはかならずしも具体的なイメージで描かれていない。ただ「日滿支經濟建設要綱」では、「外国ヨリスル国防物資ノ獲得ヲ確保スルコトヲ目標トシテ」外国為替資金の三国共同運用を図るとともに、「尚進ンデ皇国ヲ東亜共栄圏ノ金融及決濟ノ中心地タラシムル様施策ス」という基本方針が定められている。また1941年7月11日閣議決定の「財政金融基本方策要綱」においては、これがやゝ敷衍され、「金融政策ノ改革」中の（8）「東亜共栄圏ニ対スル金融政策ノ確立」において、

東亜共栄圏ニ於ケル皇国ノ地位ニ鑑ミ同圏内ノ通貨、金融及為替ハ皇国ヲ中心トシテ運用セラルルガ如ク指導スルト共ニ東亜共栄圏ト世界ノ他ノ經濟圏トノ間ノ所要ノ經濟交通ヲ円滑ナラシムル為メ必要ナル方策ヲ講ズ

とされた。また、同じく（6）「外国為替政策ノ改革」においては、「外貨資金ヲ活用シ貿易政策ト表裏一体ヲ為シ皇国及自存圏内ノ必需物資ノ獲得ヲ確保スルコトヲ目標トスルト共ニ、國際決濟ニ於ケル円貨ノ使用部面ヲ拡充強化シ皇国對外經濟ノ伸長ヲ図ル」ことが謳われた。

すでに1940年夏くらい、日独伊三国同盟締結をめぐる軋轢のなかで、英米は対日經濟制裁を強めつつあった。そうしたなかで、シベリア鉄道をつうじてからくも繋がれていた日独經濟協力関係も、1941年6月の独ソ戦開戦により切断され、さらに同年7月、日本軍の南部仏印進駐を契機とする在米（ついで英、蘭印）日本資産の凍結措置により、欧米との事実上の經濟断交の道をたどる。こうした對外状況のなかで、一方には当面第三国からの国防物資緊急輸入を最大限拡大するための外貨資金の集中を図るとともに、他方では、対欧米經濟断交後を見越した「大東亞交易圏」および「大東亞金融圏」の構築が企図されはじめたのである。

「大東亞金融圈」論（山本）

2 太平洋戦争開戦と「我国対外金融政策ノ根本方針ニ関スル件」<sup>5)</sup>

1941年12月8日の太平洋戦争勃発をうけて、大蔵省為替局は同25日「我国対外金融政策ノ根本方針ニ関スル件」を起案し、「円貨を根幹とする『大東亞金融圈』を設定し、新対外金融政策を推進する方針」<sup>6)</sup>を明らかにした。ややながくて煩雑になるが、「大東亞金融圈」構築を標榜してこの後の対外金融政策運営の基本ラインをしめしたものとして重要であるので、新政策方針の要項、3条11項を全文引用する。

(一) 本邦ヲ中心トスル大東亞金融圈ヲ設定シ

- (1) 共栄圈内各地域ノ通貨ハ其ノ対外価値基準ヲ日本円ニ置カシムルコト
- (2) 共栄圈内各地域ノ通貨ハ日本円ヲ以テ其ノ発行準備トナシムルコト
- (3) 共栄圈内各地域ノ対外決済資金ハ日本円ヲ以テ保有セシムルコト
- (4) 本邦ト共栄圈内各地域トノ決済、共栄圈内各地域相互間ノ決済及共栄圈内各地域ト圏外諸国トノ決済ハ日本円ヲ以テ本邦ヲ通ジ之ヲ行ハシムルコト

(二) 日本円及共栄圈各地域通貨ノ対外価値決定ニ当リテハ共栄圈經濟ノ円滑潤達ナル運行ヲ目途トシ

- (1) 米英貨ニ基準ヲ置ク従来ノ方式ヲ一擲シ日本円中心主義ヲ確立スルコト
- (2) 日本円ノ圏外諸国通貨ニ対スル価値ハ本邦ノミナラズ共栄圈ヲ打ツテ一丸トスル經濟ノ他ノ広域經濟ニ対スル現在ノ地位及其ノ将来ノ見透ニ基キ之ヲ決定スルコト
- (3) 共栄圈内各地域通貨ノ日本円ニ対スル価値ハ此等各地域ノ資源、生産力、資本ノ蓄積、民度、物価ノ状況等ヲ勘案シ適正ニ之ヲ決定スルコト

(三) 大東亞共栄圈各地域ノ担当スベキ金融經濟的ノ地位職分ヲ詳ニシ之ニ応ジ

- (1) 共栄圈内各地域ノ財政經濟全般ヲ指導スルコト
- (2) 本邦ガ共栄圈各地域ノ対外決済ノ中枢タル地位ヲ活用シ本邦ト共栄圈内各地域トノ国際収支、共栄圈内各地域相互間ノ国際収支及共栄圈内各地域ノ圏外諸国トノ国際収支ヲ本邦ニ於テ把握シ此等各地域間ニ物資、資金及労力ノ適切ナル配分ノ行ハルル様之ヲ指導統制スルコト
- (3) 又現地ニ於ケル適當ナル為替管理及貿易統制竝ニ物動計画、生産力拡充計画、資金計画及国際収支計画ノ樹立等計画經濟ノ運営ニ必要ナル諸方策ノ実施ヲ指導スルコト
- (4) 尚大東亞共栄圈ト独伊ヲ盟主トスル欧州広域經濟圈トノ緊密ナル聯繫ニ付テモ深甚ナル配意ヲ為スコト

ここでの要点は第(一)条の4つの項目であって、第(二)、第(三)条は補完条項とみなすことができる。「大東亞金融圈」とは、圈内諸通貨が日本円を基礎とする「円」為替本位制

を採用すること、圈内諸地域の対外決済は円資金により日本を核とする為替清算方式で行われる金融圏であることが明らかにされたわけである。

なお(二)でいう「日本円中心主義」の一環として、大蔵省為替局は同27日に「為替相場公定処置措置要綱」を発表し、(イ)為替相場は、これまでの米英貨を基準として裁定する方式を廃止し、各国通貨と円貨との換算率を政府が決定すること、(ロ)敵国・敵性国の相場は建てないこと、を原則として、外貨との「為替換算率」を発表した。しかしその対象は、枢軸国、中立国、「大東亜共栄圏」内乙地域(仏印および泰)のわずか12ヶ国にとどまり、事実上、ドル・ポンド圏との決別=世界経済からの断絶宣言にはかならなかったといえる。「日本円中心主義」の基本問題は、いまや「大東亜共栄圏」内諸地域通貨とのどのような関係を取り結ぶかにかかることになった。

### 3 大東亜建設審議会と「大東亜金融財政交易基本方策」<sup>7)</sup>

1942年1月、第79議会冒頭の施政方針演説において、東条英樹首相は、今次開戦の目的が「大東亜共栄圏」建設の大事業にあることを表明したが、南方軍事行動も予想以上に順調に進行し、日本中がその夢の実現も間近いかの幻想を抱いたのである。

こうした情勢のなか、同年2月、総理大臣の諮問に応じて「大東亜建設ニ関スル重要事項ニ付調査審議スルコト」を目的とする「大東亜建設審議会」が設立された。首相を会長に戴き、幹事長に企画院総裁、各部会長(当初8部会、のち11部会)に各担当大臣をすえたこの大審議会は、南方占領地経営をふくむ大東亜共栄圏経営の基本方針について国内各勢力からの合意をとりつける役割を担って成立したのである。

同審議会の活動は、1942年2月27日の第1回総会から同7月23日の第5回総会までの時期(あるいは同11月12日の第6回総会までの時期)を第1期とし、1943年4月9日の第7回総会以降の時期を第2期とする。

第1期の審議会は、8つの諮問に応じて8つの部会にわかれて審議を行い、同年2月と7月にそれぞれ答申をおこなった。まず、総論部分を担当する第1部会(部会長 総理大臣・東条英樹)は、諮問第1「大東亜建設ニ関スル基礎要件」に対する答申を取りまとめて第2回総会に提出したが、全文つぎの通りのみじかいものである。

#### 大東亜建設ノ基本理念

大東亜建設ノ基本理念ハ我が国体ノ本義ニ溯源シハ紘為宇ノ大義ヲ治ク大東亜ニ顕現スルニ在リ、之ガ為皇国ノ指導又ハ統治ノ下圈内各国及各民族ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ道義ニ立脚スル新秩序ヲ確立スルヲ以テ要ト為ス

その内容は、「基本国策要綱」以来の流れのなかに、東条首相の議会演説の趣旨を繰り返した理念表明にとどまり、具体的提言は第2部会以下の答申に委ねられた。第8部会までの「大東

表3 「大東亜建設審議会」答申

---

第1部会（部会長 総理大臣・東条英樹）答申「大東亜建設ニ関スル基礎要件」（1942年5月4日総会決定）
第2部会（部会長 文部大臣・橋田邦彦）答申「大東亜建設ニ関スル文教政策」（1942年5月21日総会決定）
第3部会（部会長 厚生大臣・小泉親彦）答申「大東亜建設ニ伴フ人口及民族政策」（1942年5月21日総会決定）
第4部会（部会長 国務大臣（企画院総裁）・鈴木貞一）答申「大東亜経済建設基本方針」（1942年5月4日総会決定）
第5部会（部会長 商工大臣・岸 信介）答申「大東亜（鉱業、工業及電力）建設基本方針」（1942年7月23日総会決定）
第6部会（部会長 農林大臣・井野碩哉）答申「大東亜ノ農業、林業、水産業及畜産業ニ関スル方策」（1942年7月1日総会決定）
第7部会（部会長 大蔵大臣・賀屋興宣）答申「大東亜金融、財政及交易基本政策」（1942年7月23日総会決定）
第8部会（部会長 通信大臣・寺島 健）答申「大東亜交通基本政策」（1942年7月1日総会決定）

---

「大東亜建設審議会」答申を一表にまとめれば、表3のとおりである。

総会決定の日時から推測されるように、第5部会から第8部会の諮問-答申は、実は第4部会「大東亜経済建設基本方針」の答申をうけて、経済各論を検討したものであった。全体8部会のうち5部会が経済問題の検討にあてられたところに、「大東亜戦争」が経済戦争であったことを反映している。

経済政策のマスタープランである「大東亜経済建設基本方針」は、産業建設を中心とする経済建設計画の基本方針をつぎのように定めた。

（一）大東亜産業建設ハ概ネ十五ケ年間ニ重要国防資源ノ自給自足ヲ図ルヲ目標トシ之ヲ二期ニ分ツ

第一期ニ於テハ、大東亜戦争遂行ニ必要ナル重要国防資源ノ確保、大東亜諸民族ノ戦時生活ノ保証及将来ニ於ケル産業ノ発展ノ基礎確立ニ重点ヲ置キ、長期戦ニ応ズル経済態勢ヲ整備ス

第二期ニ於テハ、重要国防産業ノ生産力ヲ飛躍的ニ拡充シ民生ノ暢達ヲ図リ大東亜産業建設ヲ概成スルト共ニ、新世界経済ニ対スル皇国ノ指導力ヲ確立ス

（二）大東亜ニ於ケル産業ノ配分ハ、国防上並ニ大和民族配置上ノ要請ヲ先決条件トシ、日滿支経済建設計画ヲ骨幹トシテ大東亜戦争ノ戦果ニ照シ各般ノ産業立地条件ヲ考慮シテ適地適業ノ趣旨ニ則リ最高能率ヲ発揮シ得ル如ク既定計画ニ所要ノ修正ヲ加ヘ、以テ大東亜全域ノ総合的経済建設ニ遺憾ナキヲ期ス

(三) 大東亞ノ資源ニ関シ徹底的調査ヲ行ヒ、其ノ世界ニ於ケル地位ヲ明確ニシ、  
自立資源、不足資源及独占資源ニ付夫々開発、保存、貯蔵、代用及利用ノ方策ヲ定メ、  
以テ大東亞永遠ノ資源政策ヲ確立ス

ここに、さきの「基本国策要綱」プランを修正拡大しつつ、「自主的国防経済ノ確立」を目標とする「大東亞经济圈」建設の十五年長期計画の基本方針が決定されたのである。

「大東亞建設審議会」において対外交渉・金融部門を担当したのは第7部会であり、その答申は「大東亞金融財政交易基本方策」にまとめられた。そこに構想された「大東亞经济圈」の金融構造＝「大東亞金融圏」とはどのようなものであったか。時代の要請にそった金融新秩序の樹立は、「単ナル決済力資金力ヲ根底トスル国際的自由主義、資本主義的ナル旧来ノ觀念ヲ打破シ」、圈内諸国の通貨が指導国の通貨を媒介として相互に一定の貨幣価値をもって連携すること、および圈内の決済が指導国中央銀行の勘定を通じた為替清算の機構によって行われることを必要とする。「いま、これを大東亞圏について具体的にいへば、その指導通貨たる日本円を中心に、圈内の諸通貨が結びつけられるところの円貨圏を形成する。共栄圏通貨の対円貨価値の連携関係は、圈内各地域が円為替本位制を採用することによって実現される。しかし、圈内各地域相互間の決済および圏外にたいする決済は、大東亞圏全体にわたる多角的総合清算制によって、原則として円貨をもって東京で行ふこととし、それがため各地域の中央銀行は日本銀行と相互にクレジットを設定するといふことになる。かくして、ここに大東亞の広大な地域を範囲とする一の独立せる国際金融圏がつくられる。これを称して大東亞金融圏といふのである」(企画院研究会、前掲書、235頁)。

円為替本位制を基礎とし、日銀を中央決済銀行とする多角的総合清算制度の確立。これこそは(ナチス・ドイツの「広域经济圈」論を参考にしつつ)「大東亞金融圏」構想がめざしたアジアにおける新しい金融秩序の姿であった<sup>9)</sup>。この構想の実現を目指してどのような努力が傾けられ、それはなにゆえに挫折したのであろうか。

## II 「大東亞金融圏」構築の工作

### 1 円系通貨圏の拡大<sup>9)</sup>

太平洋戦争開戦時すなわち1941年末前後における植民地・占領地通貨の構造を考えるにあたって、これを仮に、(1) 公式の日本帝国、(2) 中国大陸植民地・占領地、および(3) 南方圏、に三分する。(1)の日本帝国については、完全な円為替本位制度が施行されているものとして、一応ここでの分析から省く<sup>10)</sup>。太平洋戦争開戦前における(2)および(3)地域の通貨状況の概要をまず表4および表5に整理して示しておく。



表4 中国における円系通貨一覧

	発行権所在	設立年月日	流通地域	発行額 (1941年末・百万円)	対価
満銀券	満洲国政府	1932年7月1日	満洲国	1,262	円と等価
蒙銀券	蒙古聯合自治政府	1937年12月1日	綏遠、山西北部及チャハル南部	114	円と等価
聯銀券	華北政務委員会	1938年3月10日	河北、山東、山西、河南北部、江蘇北部	964	円と等価
儲備券	南京国民政府	1941年1月6日	中支	222	100元に付日本円18円
軍票	在占領地域日本陸軍	1937年11月以降	中南支、上海、南京、漢口、広東、汕頭	163	対円等価、対儲備券100元に付18円

資料：日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」『日本金融史資料・昭和編』第27巻，459頁。

表5 南方諸地域の通貨体制

	発券制度及発行準備規定	通貨流通高 (単位・百万)		準備高 (単位・百万)	
		1940年末現在	同・邦貨換算	金	外国為替
タイ (パート)	中央銀行ナシ(設立準備中)、紙幣ハ凡テ政府発行、倫敦ニ貿易決済資金ヲ常置シ法定準備ニ充当、国内準備ハ約30%程度ヲ常トス、1934年以来磅為替本位制採用	215	342	97	124
仏印 (ピアストル)	印度支那銀行(本店共)発行権ヲ有シ、発行高及ビ当座預金残高ノ合計ニ対シ三分ノ一以上ノ保有準備ヲ要ス、1936年金本位離脱	248	243	227	
マレー (海峡ドル)	政府(マレー通貨委員会)発行権保有(嘗テハチャータード、香上両行発行権ヲ有セシモ現在両行券殆ド回収セラレ其ノ流通額各十萬弗内外ニ過ギズ)、準備ハ在英短資(預ケ金並ニ磅証券)及ビ通貨委員会保有銀貨ヲ以テシ全額準備トス、金為替本位制採用	126	252	—	—
英領ボルネオ (海峡ドル)	馬來通貨ト共通	1.3	2.7	—	—
蘭印 (ギルダー)	爪哇銀行発行権ヲ保有、比例準備制ニテ発行高、預金及ビ支払手形ノ合計ニ対シ四割以上ノ金銀準備ヲ必要トシ、準備ノ内一部ハ蘭印内ニ保有、外ニ政府発行少額紙幣アリ、1936年本国ニ倣ヒ金本位制停止、今次大戦後為替管理強化	205	469	336	—
ビルマ (ルピー)	印度準備銀行暫定的ニ発行権ヲ有ス	110	140	?	?
フィリピン (ペソ)	流通貨ノ大部分ハ財務局発行ノ兌換券ニテ銀貨及ビ米国内保有預ケ金ヲ以テ全額準備セラル、外ニ比律賓国立銀行券及ビ比律賓群島銀行券アルモ其ノ流通高問題トナラズ(前者240万ペソ、後者130万ペソ程度、殊ニ後者ハ1942年末迄ニ回収ノ予定)	164	334	1.9	220

資料：日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」『日本金融史資料・昭和編』第27巻，467頁。

(2) すなわち中国大陸については、これをさらに満洲国・蒙疆・華北地域と華中・華南地域に二分して考えるのがよい。前者においては（すくなくとも太平洋戦争開戦時においては）日本帝国の外延部として一定の支配力が貫徹していたと見てよいであろう。それは貨幣制度においては、円と等価で結合する「満銀券」「蒙銀券」「聯銀券」の一元的流通圏として成立していたことに表現される<sup>11)</sup>。

これに対して華中・華南占領地における日本の支配力は極めて限られたものであった。太平洋戦争開戦時における同地の日系貨幣流通は、華中においては「儲備券」および軍票、華南においては「軍票」という形をとった<sup>12)</sup>。そしてこれら日系通貨は、1935年の幣制改革いらい中国民衆の経済生活に根をおろしかつ英米の支持をえて貿易通貨としても強い流通力をもつ「法幣」と、はげしい通貨戦を戦わなければならなかったのである。太平洋戦争の勃発とともに法幣流通の主要基地である上海（租界）および香港を占領した日本は、1942年3月「中支通貨暫定処理要綱」等により法幣攻撃を強め、法幣流通の禁止、（旧来の法幣リンクにかえて）儲備券の軍票リンク（したがって実質上の軍票建て）等の措置を取った。さらに1943年4月1日汪政府の参戦を機に、軍票の新規発行を停止して「儲備券一色化政策」が取られ、儲備券と日本円の換算率は100元=18円と定められた。

つぎに(3) すなわち南方諸地域についても、これを（仏印およびタイをのぞく）「占領地」（甲地区）と、フランス・ヴィシー政権と共同統治を行うとされた仏印、および独立国として同盟関係にあるとされたタイの「協力的地域」（乙地区）に2分して考えるのがよい。

前者「占領地」すなわち旧英領マレイ、旧蘭領東印度（ジャワ、スマトラ、ボルネオ、セレベス）、ビルマ、フィリピンにおいては、占領当初、現地通貨表示の軍票（海峡ドル軍票、ギルダ軍票、ルピー軍票、ペソ軍票）を現地既存通貨と等価で通用させたが、短期大量の軍票が投入された結果、占領地経済は軍票経済の様相を呈した。1942年3月に成立した南方開発金庫（南発）は、軍票経済から現地通貨経済への移行を円滑に進める暫定的中央銀行として機能することが期待されたが、実質的には作戦軍経費と資源開発の両面の需要に応じて軍票をつぎ込むための融資機関となった。1943年4月、日本政府は（南方開発金庫法第20条の規定により）あらたに南発に紙幣発行権をみとめ、軍票にかわる各現地通貨表示の「南発券」が発行されることになった。南発券価値は日本円と等価と定められたが、これが名目にすぎなかったことは後にふれる。なによりも「いままでの（各現地通貨表示の）軍票を一字一句変えずに」また「現地でその変更を公示せず」に南発券を発行したというところに、その実際の性格があらわれている。

「協力的地域」である仏印およびタイについては、現地通貨の「自主性」がより強く認められたが、戦争勃発以前から進められた現地通貨と日本円の「連携」がその基礎となった。まず仏印においては、フランスの海外植民地銀行である印度支那銀行がピアストル紙幣を発券し、

1936年以降はフラン為替本位制を取ってきた。しかし1940年9月の日本軍北部仏印進駐いらい仏印は日本の南方侵略の拠点となり、太平洋戦争以前から貨幣的「連携」を深めていた。すなわち1941年5月6日、日・仏印経済協定の取り決めに応じて円ピアストル双務清算協定が結ばれ、横浜正金銀行と印度支那銀行が相互に設置したピアストルと円の両勘定によって円ピアストルの為替清算が行われることになった。これにより北部ついで南部にまで進駐した日本軍のピアストル軍費調達が確保されたのである。（なお貿易・貿易外決済については「日本国印度支那間関税制度貿易及其決済ノ様式ニ関スル日仏協定」および同附属銀行協定が結ばれた。）しかしこの段階ではまだ最終決算尻は金または米ドルでなされることになっていたから、東亜地域からの金および外貨の排除、円による決済機構の確立をめざす日本にとってはさらにもう一步の努力を必要とした。いわゆる「特別円勘定」による外貨交換性の剥奪過程については後に述べる。また同5月9日には仏印ピアストルとの為替相場が（旧来のフランによる裁定から）円建てに改められて100ピアストル=98円8分の1売りとされた。

1934年以来ポンド為替本位制を取ってきたタイ・バーツは、太平洋戦争開戦とともにロンドン、ニューヨークの発行準備を接収されてポンド為替本位の存続が不可能となり、1942年2月1日の通貨統制法により新金本位制を採用した。新制度のもとでは、1バーツの純金分は0.369グリーン、日本円とのレートは100バーツ=125円68銭に相当するはずであった。しかるに日本はこの為替比率の改定を強要し、4月20日には円バーツ等価協定を結ばせてバーツにの大幅切り下げを行わしめた。円と圏内通貨との等価交換という原則とともに、タイ物資輸入の円滑化を図ったものと思われる。以上の準備をおえた日本は直ちに円貨決済協定の強制にとりかかり、（次項で再びふれるように）5月2日には「日タイ円貨決済協定」を成立させた。これによりタイ・バーツは円貨圏への編入を終了する。

植民地—中国—南方へと広がった円系通貨圏の拡大過程および円系通貨の膨張過程については、後掲表6を見られたい。

日本の植民地・占領地通貨政策を歴史的に見た場合、その意図において一貫して日本円との「同化」を目指したと見てよい。しかし歴史の最終段階1940年代における現実には、その「同化」に濃淡の見られるモザイク模様を呈した。その差異を大きく分ければ、まず、円系通貨による独占的あるいは一元的流通が完成しているか、あるいは旧現地通貨の利用ないし混用のレベルにあるかが問われる。前者の第1類はいうまでもなく朝鮮・台湾における植民地円である。これらは、帝国円と完全に一体化し（ただし植民地円として一定の差別を受けながら）植民地金融支配の強力な用具として定着していた。前者の第2類は、円元パーの原則の下で「満銀券」「蒙銀券」「聯銀券」の支配する満洲・華北地域である。円元パーの実態には問題があるにせよ、円系元の一円支配は一応貫徹していたといえる。

後者は一応3つに分けられる。後者の第1類は「南方占領地」であって、日本の国策機関で

ある「南方開発金庫」が発行する、現地通貨表示であるが円と等価の「南発券」により基本通貨が担われた地域である。第2類は「南方協力地」すなわちタイおよび仏印であって、現地通貨機関による「自主的」通貨発行が認められたが、円との等価その他日本による支配干渉が時とともに進行した。第3類は華中・華南地域である。ここでは日本による「軍票」ないし「儲備券」が発行され、華北に準ずる支配が貫徹すべきであった。しかし現実には、同地が「点と線の占領地」にすぎなかったことを反映して、これらは重慶国民政府の「法幣」との間で通貨戦を展開した。「儲備券」の価値は最後まで円と等価リンクすることができず、日本側の様々な規制にもかかわらず実質的には「法幣」との競争力において決定されたといえる。

## 2 双務的清算協定<sup>13)</sup>

以上にみた中国および南方圏への円系貨幣流通の拡大と並行しつつ、対外決済における円為替利用（円貨決済制度）の拡大が押し進められた。

対外決済における円為替中心主義への移行については、1940年9月三国同盟調印いらいの国際関係の緊迫化にともないその重要度を増した。日本政府は外国為替の集中・管理を最高度に強化する一方、英米の対日貿易・資産凍結に備えて円為替による決済機構の確立を図ることになる。第76議会における河田蔵相演説は、(円の米貨基準を堅持する方針は不変としながらも)「従来我が国の為替資金操作は英米両市場を決済の中心としてまいったのでありますが、最近相手国との直接決済に移行しつつあるのであります。今後におきましては更に一步を進めて円を中心とする決済を普及せしめんとする心算でございます」と述べて(『日本金融史資料・昭和編』27巻, 457頁; 『昭和財政史』13巻, 306頁)、円為替中心主義への移行の方針を明確にした。

こうした円貨決済制度の拡大は、まず(河田演説にいう相手国との直接決済すなわち)双務的清算協定の締結として具体化した<sup>14)</sup>。

その第一着は、横浜正金銀行とジャワ銀行の間で締結された「日・蘭印銀行間金融協定」であり、1940年12月に成立し、翌41年1月から実施された。この協定によれば、正金はジャワ銀行にギルダー貨で、ジャワ銀行は正金に円貨で当座勘定を設定し、両国間の取引はすべて本勘定を通じて決済すること、相互に必要なに応じてギルダー貨資金または円資金を供給すること、それぞれの残高が一定額(200万ギルダーまたは450万円)を超過した場合には超過金の決済は米ドルで行うことなどが取り決められた。これにより日本は、蘭印からの物資輸入を実質的に円建てで行うことができることになった。なおこの時の円対ギルダー相場は、100円につき44ギルダー30セントであった。

つづく1941年5月には、対蘭印協定にならった対仏印協定が結ばれた(1941年5月「日本国印度支那間関税制度、貿易及其ノ決済様式ニ関スル日仏協定」および7月これに付属する「横

浜正金銀行・印度支那銀行間協定」締結)。この協定により、インドシナ銀行は正金に円貨特別勘定を、正金はインドシナ銀行にピアストル貨特別勘定を開設し、米、ゴム、錫などの対日供給を中心とする両国間の輸出入の決済はこの特別勘定の振替操作により双務的に清算すること、毎月末日の勘定残高が円貨500万円相当を越える分については米ドルで支払うことなどが定められた。

これら双務協定は、太平洋戦争の勃発により当然その範囲・内容に変更を蒙ることになった。対蘭印金融協定は、対蘭印通商交渉（いわゆる第2次日蘭会商）と関連して締結されたものであるが、肝心の日蘭会商が1941年6月には不調のうちに打ち切りとなった。このため金融協定についても7月27日に蘭印側から廃棄が通告され、翌28日の資産凍結とともに、勘定の閉鎖となった。

仏印は1940年秋の日本軍進駐いらい日本の南方進出の拠点となり、日本との協調を政治経済運営の基本路線としてきたから、基本的には開戦により対日関係に急激な変更をみなかった。ただし、さきの対仏印金融協定では、勘定尻の最終的決済はなお金または金に代わりうる外貨（現実には米ドル）でなされることが規定され、東アジアから欧米外貨を駆逐して円による統一支配を目指す日本には不満の残るものであった。日本政府はヴィシー政府と交渉をつづけた結果、ようやく1943年1月にいたって「日本国仏領印度支那間決済ノ様式ニ関スル交換公文」を取り交わし、いわゆる「特別円制度」による決済制度への移行を明らかにした。すなわち、(イ) 仏印と日本および円決済地域との決済は特別円によること、(ロ) 仏印は、日本が支払のため必要とするピアストルを、特別円を対価として提供すること、(ハ) 上記の支払には日本軍の駐屯費および一切の貿易外支払を含むこと、(ニ) 円・ピアストルの交換率は1943年1月1日現在の換算率によるものとし、その変更は日仏政府の合意が必要とされること、が定められた。これにもとづき、同年3月、印度支那銀行と正金の間に「特別円勘定」を開設する協定が結ばれた。これらにより両地域間の（貿易および貿易外）一切の決済は日本円＝特別円によるという協定が成立し、仏印の円貨決済圏への編入を完了した。（特別円および特別円制度については後述。）

タイもまた、太平洋戦争勃発以前から対日協調路線により独立を維持する政策をとったことで知られる。しかし日タイ両国の友好的・対等的関係は、1942年4月21日仮調印、5月2日正式調印の「日泰間特別円決済制度ニ関スル両国政府間協定覚書」により大きく変質することになった。バートに大幅な切り下げを求めて日本が強要した「円バート等価」については前項で述べた。本覚書は、円・バート等価を基礎として、日本との決済のみならず満洲、中国、南方占領地を含む「大東亜共栄圏」全域との為替決済を日本円によらしめることを基本的に定めたものである。さらに日本は、正貨準備を補強するためにタイ政府から要請された2億円借款問題を利用して、(ポンド為替本位制と徹底的に離別した) 円為替本位制の採用を強要した。

6月18日に成立した2億円借款協定は、日本円をタイの法定準備金たらしめることになり、また同時に発表された「特別円決済ニ関スル日本銀行及泰国大蔵省間協定」により、タイは日銀に設定した「特別円」勘定をつうじて対外為替決済を行うメカニズムが成立した。この制度は7月4日為替集中制と同時に実施されることになり、ここにタイの円貨決済圏への編入は完了したのである。(特別円および特別円制度については後述。)

以上、双務的決済協定の締結は、英米決済市場から相手国を離脱させる基礎工作であった。やがてそれは、次に述べる特別円制度と結合して相手地域を円貨決済に引き込むところまでは成功した。しかし、その先に「大東亜金融圏」構想が本来予定した、円貨による多角的決済機構の確立への道のりはなおはるかに遠かったといわなければならない。

### 3 特別円制度<sup>15)</sup>

いわゆる「特別円制度」は太平洋戦争期における日本（および「大東亜共栄圏」）の国際金融取引においてきわめて重要な役割を果たした特殊な制度である。ところで、「特別円」なるものは（のちに述べるように）時期的、地域的にその内容を異にするために、一義的に定義することは難しい。強いてこれを定義するとすれば、日本帝国以外との為替決済にあてられ、一定の外貨交換性を保証された（したがって当時の嚴重な為替管理法のもとで外貨転換性を制約されていた普通円と区別する意味で）「特別な円」ということになる。

特別円の起源は、太平洋戦争以前の1940年末から1941年春にかけて米英の対日資産凍結が懸念されるなかで、聯銀、満銀、蒙銀、華興銀、儲銀など、円ブロックの各地中央銀行が、その保有外貨（米ドル・英ポンド）を正金に売却し、その対価としての円貨を特別円預金その他の名称をもって正金東京支店に保有したことに遡る。これに見るように、特別円制度は、直接的には対英米経済断交を予想した外国為替の集中・管理の拡大・強化の一環として設定されたものであったが、同時に「大東亜金融圏」構想の一環として、アジア経済圏から米ドル・英ポンドを駆逐し、日本円をもってアジアの決済通貨とし、東京をもって決済市場とする意図をはらんだものであった。やや強い言葉でいいかえるならば、保護を名目に中国植民地・占領地の外国為替を横奪するとともに、これを機会に域内各中央銀行にたいして東京に円預金勘定を設定させ、地域間取引の決済を円為替による相互振替をもって行うことを強要する手段にしようとしたのである。ただし、第三国取引および勘定尻決済にたいしてはなお国際通貨への自由交換性を保証する姿勢を取る必要があったから、(国内通貨としての普通円と区別された) 特別円なる便法が考案されなければならなかったのである。

この特別円制度は、太平洋戦争の勃発と占領地の南方圏への拡大により、その適用範囲および機能にも拡張と変化がみられた。まず特別円勘定契約の拡張過程をみれば、(上で述べた事情により) 1941年3月聯銀と正金の間で締結されたものを第1号とし、その後しだいに増加し

て、正金が8行（1941年4月蒙銀；1941年5月満銀；1941年6月儲銀；1941年7月華興銀；1942年7月イタリア為替局；1943年1月ドイツ東亜銀行；1943年3月印度支那銀行）、朝銀が1行（1941年9月ゴスバンク）、日銀が1行（1942年6月タイ国大蔵省、ただし1942年10月以降タイ銀行）、合計10行と契約が締結された<sup>16)</sup>。

このように拡張された特別円勘定は、時代と相手国によりその内容を異にしたため、定義を困難にし理解を難しくしているが、日本銀行外事局「特別円制度の現状と将来」（1943年3月）がこれを「決済資金的特別円」、「補償的特別円」、「固定的特別円」の3つのカテゴリーに分けて説明している、この区分が踏襲されてきている。

圏内における双務的ないし多角的為替決済に用いられた特別円を「決済資金的特別円」という。満銀、聯銀、印度支那銀行、タイ銀行、ドイツ東亜銀行およびイタリア為替局の特別円（諸）勘定がこれにあたる。ただしこの同じカテゴリーのなかでも、地域により勘定により運用の仕方が多様で一律ではない（詳しくは、島崎、前掲書、405頁以下）。また特別円に付与された本来の機能たる金または金交換外貨との自由交換性は、満洲、蒙古、中国については早くに剥奪され、タイ、仏印については形式上は存続したものの強い規制がかけられて形骸化した。

特別円は外貨交換性をもった円であることを特質として出発したが、1941年7月の対日資産凍結と経済断交の結果、それら特別円預金の多くは外貨交換性を喪い、正金に積み立てられた普通円預金に変わらなくなった。それら円預金残高が、借款の担保その他の形で固定化され、為替決済などに利用されなかったものを「固定的特別円」と呼ぶ。汪政権への借款の担保とされた儲銀の場合、日本国債の購入にあてられた華興銀の場合、残高を減少して休眠化した蒙銀の場合、などがこれである。

また「補償的特別円」というのは、物価格差が大きいかもかかわらず固定為替レートを維持しようとして生じた為替差損を補償するために、「特別の」為替レートが適用された「円」であって、まず華北における（聯銀の為替集中制度を背景として）対第三国、対華中貿易に用いられ、また華中の対日輸出に用いられた。これについては、次節で詳しく述べることにする。

ここで主題とする「決済資金的」特別円制度の構想とその現実を要約するには、次の文章を掲げるのが簡潔であろう（『大蔵省百年史』下、147頁）。「特別円制度は、（中略）圏内地域間の取引決済の手段として設けられ、地域間の取引決済はすべて円為替を通じて特別円勘定の相互振替によって行ない、その勘定の残高に対しては、積極的に金ないし国際通貨への自由交換性を保証するという構想のもとに実施されたものであった、しかし戦局の悪化とともに、特別円制度は当初の構想を実現できず、それは日本が必要な物資代金等を支払い、さらに占領地域における物資やサービスの調達をまかなうための手段にすぎなくなった。それゆえ、特別円勘定の相互振替による地域間の多角的決済も実際にはあまり行なわれず、特別円勘定は、同勘定保有国と日本との間の支払勘定として機能したにとどまった」。

4 日銀改組と総合清算制度構想<sup>17)</sup>

すでに繰り返して述べてきたように、「大東亞金融圏」構想の要点は圏内全域を円系通貨圏に統一し円貨決済制を確立しようとするところにあったが、その完成のためには（ナチス・ドイツにならった）為替清算方式による多角総合的な決済制度の確立、したがって各地域決済機構の整備とそれを結ぶ中央決済機構の構築が不可欠とされた。これは具体的には、共栄圏各地域における中央銀行網の整備とそれを統轄する大東亞中央銀行としての日本銀行の改組という形をとることになった。

まず、後者にかかわる日銀改組については、大東亞建設審議会「大東亞金融財政交易基本方針」に先立つ1942年2月24日に公布された新「日本銀行法」（昭和17年法律第67号）として実現した<sup>18)</sup>。同法における関係条項は次のとおりである。

第23条 日本銀行ハ必要アリト認ムルトキハ外国為替ノ売買ヲ為スコトヲ得

第24条 日本銀行ハ国際金融取引条必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ  
外国金融機関ニ対シ出資ヲ為シ若ハ資金ヲ融通シ又ハ外国金融機関ト為替決済ニ関  
スル取引ヲ為スコトヲ得

これらは表面的には、1937年1月輸入為替許可制実施いらい為替統制の主体として日銀が為替取引に直接関与してきたことを法制的に認可するものであったが、さらに積極的に、日銀を「大東亞共栄圏」の中央銀行、中央決済機構に改組する構想を内包するものであった。同法を審議した第79議会「日本銀行法案外二件委員会」における政府説明がこの点を明らかにしている（『昭和財政史』第13巻、440頁以下）。

(イ) 大東亞共栄圏においては、東京をその圏内の国際決済市場とし、その決済通貨としては将来円でするようにもっていきたい。

(ロ) 日銀は、この目的のため東亞共栄圏内の各地中央銀行または為替銀行と為替清算協定を結び、日銀内に清算勘定を設置する方針である。また同時に、日銀は将来共栄圏だけでなく、他の諸国、たとえばドイツの中央銀行と国際為替決済の機能をいとなむことも想定できる。

(ハ) 大東亞共栄圏内のたとえば満銀、北支聯銀、蒙銀、中支の儲備銀行はもちろん、南方諸地域においても、中央銀行制度が確立準備された暁には、日銀はこれら諸中央銀行との密接な連繫を保ち、大東亞における諸中央銀行の中核的地位に立つこととする。

日銀は、第23条により正金銀行ほか外為銀行の「親銀行」として外国為替統制の中央機関に自らを位置づけるとともに、第24条により外国（外地）中央銀行に対する出資・融資および為替決済取引関係の締結をつうじて、対外連携を強める工作に乗りだすことになったのである。

次に、共栄圏各地における地域中央銀行の設立・整備の過程を考察しよう。まず、満洲国における満銀、蒙疆地区における蒙銀、北支の聯銀、中支の儲備銀行についてはすでに関説した。



これらはその実効力に濃淡はあれ、各地域における中央銀行として機能していた。とくに満銀は、日銀法の改正にあわせて1942年10月には同銀行法の改正を行うなど、日本に追随した制度改正を試みた。

また仏印においては印度支那銀行が中央銀行としての役割を果たしたが、タイでは大蔵省の管理下にあった中央銀行業務を引き継ぐ独立機関の創設が図られ、1942年12月にタイ銀行が設立された。

問題は、南方占領地における中央銀行創設問題であった。1942年3月に設立された南方開発金庫（南発）は、当初は南方占領地の長期開発資金を供給する開発金融機関として構想された。しかし資源開発が予期したようには進まなかったことで当初の性格を大きく変えることになった。すなわち、軍票による貨幣供給システムを是正し「南方占領地域ニ於ケル経済開発並ニ現地軍費支払等ノ為メノ所要資金ノ円滑ナル供給ヲ図ル為メ」、1943年4月に発券業務が付与され、ビルマ、マレー、蘭印、フィリピンにおいて各現地通貨表示のいわゆる「南発券」が発行され、基本通貨の地位を占めることになった。これに対して、南方総軍では南方軍政下の各地毎に中央銀行を創設する構想を準備し、1942年夏には中央に建議していたが、時期尚早と決定され、独立を予定されているビルマとフィリピンを除く地域を一括して当面「南発」をそれら地域の中央銀行とすることが決定されたという（島崎、前掲書、294頁）。なおビルマについては1943年8月1日に「独立」をはたし、「ビルマ国立銀行条例」により1944年1月にビルマ国立銀行が創設された。またフィリピンは1943年10月14日共和国独立宣言を行い、1944年2月にフィリピン中央銀行を設立した。

以上によって企図されたところの、日本円を共通決済通貨とし日銀を中央決済銀行とする大東亜総合清算制度という構想の現実はどうであったか。正金その他すでに海外において実績をもつ日本側諸銀行の既得権を日銀に集中し、これまで機能してきた各地間双務協定を日銀中心に改定させるまでの力を、一片の日銀法改正ではとうてい持ち得なかった。当面の戦争遂行のためには、前例と既得権で日々の運営を円滑に動かすことのほうが大幅な制度改正より優先されて当然であった。日銀法改正以降むしろ正金を当事者とする特別円協定の締結が増加し、結局のところ、この総合清算制度の構想は「正金銀行を中央決済銀行として発展せしめられた特別円制度」によって担われることになった（『台湾銀行史』652頁）。しかし、その特別円制度もまた決済制度として完結しなかった事情については、改めて次節で論ずる。

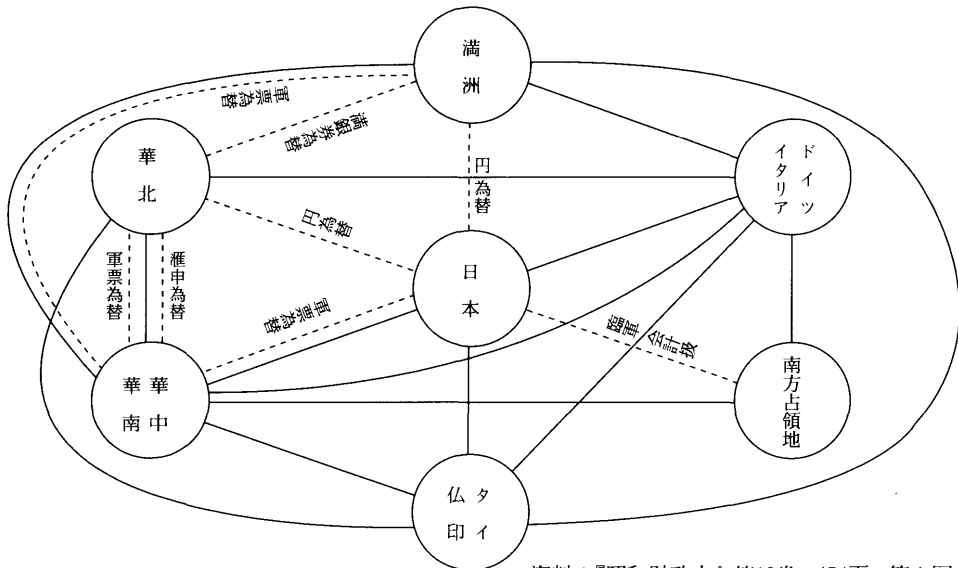
Ⅲ 「大東亜金融圏」機構の崩壊

1 「大東亜金融圏」の決済構造<sup>19)</sup>

上の2節において、日本円を共通決済通貨とし日銀を中央決済銀行とする大東亜綜合清算制度の構想の成立と、その実現のための基礎工作過程を見てきた。その壮大な構想にもかかわらず、「大東亜共栄圏」の地域間決済の実際は、外貨との交換性を装った「特別円」を決済通貨とし、正金を主とする日本側為替銀行と相手中央銀行（機関）との相互協定により振替決済をおこなういわゆる「特別円制度」を主流として運営されたのである。しかし現実の事態をさらに複雑にしたのは、特別円制度のほかにも各種の決済方式が併用されたことであり、かつまた特別円制度そのものが相手国によってその態様を異にして統一性を欠いたことである。要するに、戦争経済の必要に迫られて各地域の持つ特殊性を払拭することができず、便法に便法を積み重ねた結果であったということが出来る。

図1は、この時期の日本を中心とする関係各地域間の決済方式を要約的に図示したものである。対ドイツ、イタリアを別にすれば、特別円制度が決済方式として積極的に利用されたのは主に中国およびタイ、仏印のケースであった。（しかしそれらの場合も、特別円の外貨交換性が形骸化して、この制度が結局は「単なる戦争遂行のための強権的な対外支払制度あるいは現地通貨の一方的な調達手段になってしまった」ことについては、先にふれた。）

図1 日本と諸地域との為替取引方式



資料：『昭和財政史』第13巻，454頁，第1図。  
備考：実線は特別円取引，破線はその他の取引。

日本と満洲、華北との間の決済は普通円為替で行われ、日本と南方占領地（タイ、仏印を除く）との間は、日本の臨時軍事費特別会計と現地の軍政会計との間で普通円または南発券による決済が行われた。満洲と華北との満銀券為替は、満銀と聯銀が満洲国幣あるいは聯銀券の受払いにより直接決済を行う一種の二国間支払協定方式が採られた。また華中・華南で軍票が流通した時期における同地と日本、満洲、華北との決済では、直接軍票の受払いまたは軍票為替とその地通貨との受払いによって決済を完了させる軍票為替が用いられたことがあり、その後華北との決済では（満洲－華北間の二国間支払協定方式に似た）滙申為替（聯銀券と儲備券との直接受払いによる決済方式）が用いられたのである。

## 2 「円」等価リンク政策とその矛盾

さて、植民地および占領地に対する円系通貨の導入とそれによる大量の戦費支出の注入は、各地に戦時インフレーションを引き起こした。いまここでは戦時インフレーション一般を論じない。問題はインフレの地域間格差にあった。より厳密に言えば、（日本円と満洲国幣とのいわゆる「円元パー」以来）日本が固執した円と円系諸通貨との等価リンク政策と円系各地におけるインフレ格差の衝突が露呈した矛盾にあった。

まず、インフレ格差の実態を表6について観察しておこう。その発現のルートとメカニズムはさまざまであったが、インフレ格差とその拡大の原因が通貨供給と物資供給のアンバランスにあったことは明かであろう<sup>20)</sup>。太平洋戦争開戦時から終戦時にかけて、各地の通貨発行額は幾何級数的に増大し、物価指数もまた同じ軌跡をたどった。そしてより注目すべきは、その上昇率が、日本内地を最低として、台湾、朝鮮、満洲、華北、華中、南方占領地と圏内外外部にむかって波状的に大きくなっていることである。それは、開戦時－終戦時の比較で、東京の1.5倍にたいし、シンガポールの350倍、ラングーン<sup>21)</sup>の1,850倍という異常さであった。

このように「大東亜金融圏」内における地域間の物価格差が年を逐って拡大するとすれば、それを調整する機能は一般には為替相場の変動に求められなければならない。もし為替相場が無理に固定化されているとすれば、物資・資金の流通・決済が攪乱されることは明白であった。なぜなら、物価の相対的に安価な内周部の物資をより高価な外延部に輸出し、外延部で得た通貨を等価で内周部の通貨と交換できれば、あるいは単純に、安い外延部通貨を高い内周部通貨と交換するだけで法外な交換利潤が約束されたからである。

台湾・朝鮮に展開した純粹の植民地円を別にすれば、大陸・南方における円系通貨群と日本円との等価リンク制は、1935年8月（それまで銀為替本位を採ってきた）満洲国幣を管理通貨化して日本金円とリンクするにあたって、いわゆる「円元パー」が採用されたことに遡る。しかしこの決定は、それまで日本円100円にたいして110－90元のあたりで浮動していた元が100元に近づいた機会をとらえて通貨管理を強めた結果であり、とくに何らかの理論的根拠に

表6 大東亜共栄圏諸地域における通貨発行高と物価指数

	日本銀行券 (100万円)	台湾銀行券 (100万円)	朝鮮銀行券 (100万円)	満洲国幣 (100万円)	中国聯合 準備銀行券 (100万円)	中央儲備 銀行券 (100万円)	フィリピン 南発券 (100万ペソ)	マレイ 南発券 (100万ドル)	ボルネオ 南発券 (100万ドル)	ジャワ 南発券 (100万ギルダー)	スマトラ 南発券 (100万ギルダー)	ビルマ 南発券 (100万ルピー)
1941. 12	5,979	253	742	1,262	964	237						
1942. 12	7,149	289	909	1,670	1,581	3,477	106	144	5	57	26	137
1943. 12	10,266	416	1,467	3,011	3,762	19,150	497	411	14	134	235	664
1944. 12	17,746	796	3,136	5,877	15,841	139,699	4,948	1,402	36	666	798	2,774
1945. 8	42,300	2,285	7,987	8,800	132,603	2,697,231	* 5,400	5,570	70	1,443	1,349	5,656

	東京	台北	京城	新京	北京	上海	マニラ	シンガポール	クチン	バタビア	メダン	ラングーン
1941. 12	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
1942. 12	102	103	106	113	157	206	200	352	114	134	308	† 705
1943. 12	111	115	118	123	267	700	1,196	1,201	153	227	707	1,718
1944. 12	126	…	132	…	890	5,700	14,285	10,766	827	1,279	1,698	8,707
1945. 8	154	…	…	…	…	…	…	35,000	4,000	3,197	3,300	185,648

資料：日本銀行調査局特別調査室『満州事変以後の財政金融史』3ノ第26表、3ノ第27表（『日本金融史資料・昭和編』第27巻所収）。原資料の日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』（『日本金融史資料・昭和編』第30巻所収）により補正。

備考：1) 中央儲備銀行券は公定レート 100元=18円、そのほかはすべて円と等価。

2) \*は、1945年3月、†は、1943年3月。

基づくものではなかったといわれる。

「円元パー」の原則は、蒙疆・華北に継承されていくが、ここでは日本円との等価結合による交易・投資の促進がうたわれ、やがて南方圏諸通貨との間にも円との等価リンクが強要される。南方地域における等価リンクにはあるいは政治・経済的理由があったといえることができるかもしれない。タイ・バートとビルマ・ルピーを除けば、この等価リンクにより相手国通貨価値を旧来の半分以下に切り下げる、あるいは日本円を旧来の2倍以上に切り上げるようになった。「そのように円を実勢以上に割高に維持することは、指導国通貨としての円に対する心理的な優越感を満足させただけではなくて、日本の交易条件を改善させることにもなったのであり、それはナチスがヨーロッパの被占領地域に強制した為替相場政策と同じように、重要物資の収奪を目的とする戦時為替政策の常套手段にはかならなかった」（島崎、前掲書、371頁）。

出発点における論理は一応それとして、戦時インフレが上述のように展開した後においてなお、日本が円と円系通貨との等価リンクに固執したのはなぜか。実は、太平洋戦争開戦前夜において華北の円元パー政策の見直しが提起され、その後も大蔵省を中心に幾度か見直し論が浮上した事実がある。それにもかかわらず結局は、「民心把握の見地から比価の堅持を必要とする」という軍部の面子論に押し切られて、抜本的対策を取るにいたらなかったのである。

### 3 価格差調整の諸方策

地域によって物価格差が明かであるにもかかわらず貨幣交換率の等価（儲備券の場合は比率一定）に固執するとすれば、実質的には地域によって貨幣価値に乖離を生じて「圏内物資の円滑な交流」を阻害する。こうした障害は、一般物資の交易面にとどまらず軍費の調達面においても現れ、何らかの価格差調整策が不可避であった。交易面における価格差調整の方式には、重点を物価面において個々の商品価格に直接調整を行うか、あるいは通貨面において間接に調整を行うか、そのいずれかが選択された<sup>21)</sup>。前者の例が、日本と華北、華北と満洲、日本と南方占領地の間で行われたいわゆる「調整料制度」であり、後者のそれが、前節で言及したいわゆる「補償的特別円制度」である。

#### 調整料制度<sup>22)</sup>

円と現地通貨とのパー原則を維持するための彌縫策として調整料制度が考案されたのは、はやくも1940年9月、日本の対関・満・支貿易に関する留保金制度においてであった。

いわゆる「円ブロック」の形成は、日本からこれら「円ブロック」地域すなわち関東州、満洲、中国への輸出の増大に伴って国際収支上の問題を引き起こした。これら「円ブロック」への輸出はもはや「外貨」を獲得せず、日本の対第三国貿易赤字を拡大する作用を持ったからである。ここに、1939年には「輸出調整令」による数量調整を導入して対「円ブロック」輸出の

抑制を図ったが、その後の物価格差の拡大はさらに輸出増大・輸入減少に拍車をかけ、40年にはいって価格調整を目的とした「価格調整要綱」が発表された。これによれば、日本から円ブロックに輸出する場合、内地と現地の価格差を調整料として徴収して貿易組合において留保し、一方それら地域から日本への輸入にともなう差損をこの留保金で補償するというシステムであった。この制度は主に日本と華北間の貿易に用いられたが、この制度の原理は、商品別に調整料率を定めて対華北輸出による利潤の一部を取り上げ、これを対華北輸入にもとづく損失に補填し、輸出入間の調整を図ろうとするところにあった。

### 補償的特別円制度<sup>23)</sup>

価格差調整の方策として特別円制度は、まず華北において聯銀の為替集中制を背景にその対第三国貿易、対華中・華南貿易に用いられ、また華中の対日貿易にも利用された。

華北における聯銀の為替集中は1939年3月にはじまるが、いわゆる「抱合取引」（個人パーター制）を為替集中に結び付け、円元パーの建てまえによる聯銀券の対外価値を表面的には維持しながら、下落した実質価値により貿易を行うためのカラクリであった。すなわち、対第三国、対華中・華南向けに輸出が行われた場合、聯銀は業者に輸出為替を公定レート（対米236/7ドル）で為替銀行に売らせる。為銀はこれを正金経由で聯銀に売却する一方、業者にたいしては輸出為替額の9割に相当する外貨輸入権（いわゆる「イエロー・ペーパー」）を交付する。この場合公定レートによれば業者にとって輸出は差損、輸入は差益を生む。そこで輸出入を「抱合せ」れば（すなわち輸出業者だけに輸入権をあたえれば）輸出差損は輸入差益（外貨輸入の実現かイエロー・ペーパーの時価での売却による）によって個人的に補填され、聯銀は1割控除により外貨資金を蓄積できるという仕組みである。この輸出入リンクの採算レートが「リンク・レート」と呼ばれ、聯銀券の実質的対外価値を示すものであった。

1940年7月の英米による日本資産凍結により米ドルによる決済と為替集中が不能になり、代わって「特別円」が用いられるにいたったことは先にふれた。ここに新たに「特別円制度」が誕生したわけであるが、聯銀の為替集中制は特別円為替集中制に代わり、イエロー・ペーパーにおける米ドル表示が特別円表示に代わっただけで、貿易統制の方式としてはなんら変化がなかった。

太平洋戦争勃発と儲備券による法幣追放運動により華中・華南の貨幣金融状況に変化が起こり、華北との特別円取引も旧来の方式を踏襲できなくなった。まず華中では、1942年3月儲備券と法幣の等価リンクを廃止して日本軍票建てとし、6月、儲備券100元を軍票18円に固定化した。また華北でもこれに対応して法幣建ての匯申を禁止し、儲備券100元に対して聯銀券30円（元）を公定相場と定めた。本来、日本円・軍票・聯銀券を等価とすれば、儲備券100元＝聯銀券18円が公定レートのはずであるが、華北と華中の物価格差を考慮したものである。その結

## 「大東亜金融圏」論（山本）

果、これら2つの相場から裁定された聯銀券と特別円のリンク・レートは聯銀券100円＝特別円60円とされた。

なお華北と華中の特別円決済制度は1944年3月限りで廃止され、4月からは儲備券が替一本建てになった。

次に、華中の対日特別円制度について。華北の対日貿易における価格差調整には調整料制度が用いられたことはすでに述べた。しかしインフレ進行の激しい華中については、とかく固定化傾向を免れがた調整料制度にかえて、1941年9月頃から対日特別円制度が導入されたのである。

当時の儲備券の公定レート（儲備券100円に付き銀行売り15円、買い18円）では華中からの対日輸入は不可能であり、また華中の対日貿易は概して日本からの輸出片貿易で華北との間のような「抱合取引」を組むことも難しかった。そこで綿花、植物性油脂、大豆など日本での需要の多い華中産物の輸入について、為替損失勘定の下で特別の円レートによる取引が行われたのである。この特別レートは上海駐在の財務官が儲備券100円に付きほぼ3円から18円の間で商品毎に決定した（いわゆる「財務官レート」）。またこの特別為替換算率による決済から生じる為替差損は、為替損失補償金（予算外国庫負担）によって補償された。

なおこの華中の対日特別円制度は、1943年4月、儲備券100円が日本円18円と直接リンクされることになり、以後華中の対日決済が儲備券と日本円との直接決済となったため廃止された。

円為替本位制度の外延的な拡大は、軍事費の現地調達や物資の対日供給を容易にする一方、植民地・占領地におけるインフレを不可避免的に進行させた。その結果としての円系通貨間の価値乖離を調整すべき為替相場が主に政治的理由によって固定化されたために、その調整には極めて人為的な操作が加えられなければならなかった。しかしこうした人為的システムの積み重ねは、地域間の関係を分断し、多角的・総合的な物資流通と決済機構を破壊した。戦局の悪化はまた圏内各地からの一方的な資源の収奪を優先させ、貿易および金融の概念そのものを破壊した。1943年6月「交易営団」の設立はこの最後の転機をなすと考えるが、この詳細な検討は別稿に譲りたい。

## む す び

「大東亜金融圏」設立の構想は、円系通貨の流通を東（東北・東南）アジア全域に拡大し、ドルやポンドの支配から脱却した円貨による独立決済圏をそこに確立しようとするものであった。こうした「円ブロック」が確立するとして、そこでの問題の第1は、アジア円貨圏とその

他世界との決済をどのような手段とメカニズムで行うか。問題の第2は、圈内決済通貨としての円の信認を保障するものは何か。前者については幸いにして（あるいは不幸にして）太平洋戦争への突入により欧米との交易関係を自ら断ち切り、当面は問題を先送りにすることができた。

それでは、金からもドル・ポンドからも乖離した「指導的通貨」円の信認は何によって保障されるか。結論からいえば、占領各地をドル・ポンド圏から切り離すかわりに、旧来 ABCD 列強が保障してきた物財循環を肩代わりする「指導国」日本の物資需給能力ということになろう。しかし戦争遂行という至上命令の下で、日本は各地物資の一方的収奪をつづける。一方的輸入国・一方的債務国としての日本「円」の信認は、結局のところ、精神的道義論とそれを支えるための暴力装置により保障されるほかはなかったのである。

- 1) 山本有造「『大東亜共栄圏』構想とその構造」古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』京都大学人文科学研究所, 1994年。
- 2) 島崎久弥『円の侵略史—円為替本位制度の形成過程—』日本経済評論社, 1989年。関連する先駆的業績として、小林英夫『『大東亜共栄圏』の形成と崩壊』御茶の水書房, 1975年, 第4編, また最近の成果として、柴田善雅「南方軍事財政と通貨金融政策」疋田康行編『『南方共栄圏』』多賀出版, 1995年。
- 3) 以下、本項については、古川隆久『昭和戦中期の総合国策機関』吉川弘文館, 1992年；島崎, 前掲書, を参考とした。「基本国策要綱」およびこれに基づく一連の要綱類については、石川準吉編『国家総動員史』資料編・第4所収「大東亜戦争開戦前後の重要諸施策関係資料」, に復刻があり, また「基本国策要綱」およびこれに基づく一連の要綱類についての解説書としては、企画院研究会『国防国家の綱領』新紀元社, 1941年, がある。
- 4) 「基本国策要綱」構想の具体化過程は、政治面と経済面においてその様相を異にした。「政治新体制」の一環としての「職域奉公の新国民組織の確立」は、大政翼賛運動となって展開し、1940年10月12日にはその中核体として大政翼賛会が結成された。一方「経済新体制」の構想は、企画院審議室においてそのマスタープランの作成が進められた。その最初の原案は9月に出来上がったが、企画院のめざす経済新体制の強度の「革新性」について経済界の心理に恐慌をもたらし、経済界・議会出身閣僚の強い修正意見をいれて、最終的には12月7日閣議決定の「経済新体制要綱」となった。したがって「経済新体制」のマスタープランとしての同要綱は、企画院を中心とする「革新派」にとっても、財界を中心とする「現状維持派」にとっても不満のこる結果になった。
- 5) 以下、本項については、島崎, 前掲書, 342-343頁。「我国対外金融政策ノ根本方針ニ関スル件」については、『続・現代史資料11』占領地通貨工作, 604-606頁。「為替相場公定措置要綱」については、『昭和財政史』第13巻, 432頁以下。
- 6) 後述「為替相場公定措置要綱」発表にあたっての賀屋蔵相談話の一節。高石末吉『為替波瀾の四十年』時潮社, 1974年, 304頁。
- 7) 以下「大東亜建設審議会」については、山本有造, 前掲論文, を見よ。審議会答申の解説書として、企画院研究会『大東亜建設の基本綱領』同盟通信社, 1943年, がある。また答申の一部「大東亜金融



## 「大東亜金融圏」論（山本）

財政交易基本方策」についての解説論文として、愛知揆一「大東亜の金融財政及交易に関する方策」『財政』7巻10号、1942年10月（『日本金融史資料・昭和編』第32巻、復刻所収）がある。

- 8) 「大東亜金融圏」構想とナチス・ドイツの「広域経済圏」－「広域金融圏」構想との連関については別に研究を必要とする。とりあえずは、島崎久弥「ブレトン・ウッズ体制成立前史の予備的考察」『経済系』第123集、1980年3月、大矢繁夫「為替清算システム・「マルク決済圏」とドイツの銀行」研究年報『経済学』（東北大学）第55巻第4号、1994年1月。
- 9) 個別地域の貨幣史については膨大な先行業績があって引用にたえない。以下の記述は主に、島崎、前掲書、各章；日本銀行調査局「戦時金融統制の展開」1943年（『日本金融史資料・昭和編』第27巻所収）第8、9節、による。なお英仏の対アジア植民地金融制度については、波形昭一『日本植民地金融政策史の研究』（早稲田大学出版部、1985年）第1章第1節注（3）に挙げられた文献リスト、南方諸地域の植民地幣制については、羽鳥敬彦『朝鮮における植民地幣制の形成』（未来社、1986年）第1章第1節注（2）に挙げられた文献リストが有用である。
- 10) 山本有造『日本植民地経済史研究』名古屋大学出版会、1992年、第2章、参照。
- 11) 満洲国通貨は公式には「満洲国幣」であるが、ここでは「満銀券」という通称に従う。なおまた、華北における「聯銀券」の一元流通力が満洲における「満銀券」と同等なほど強かったか否かについてはやや問題が残るが、ここではひとまずそのように理解しておく。
- 12) なお「儲備券」に先立ち、中支に流通する円系通貨として「華興券」が発行された。「華興券」の発行については、島崎、前掲書、第5章第2節、および同書214頁に挙げられた諸文献を見よ。
- 13) 以下本項については、主に、大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第13巻「国際金融・貿易」、後編第1章第1節8「円貨決済制の拡大」。
- 14) 下記の蘭印および仏印との協定のほか、アルゼンチン、チリ等南米諸国とは同様な支払協定が成立したが、イギリス、スウェーデン、ソヴィエトとの交渉はすべて失敗に終わった。島崎、前掲書、355頁および402頁。
- 15) 以下本項については、主に、『昭和財政史』第13巻「国際金融・貿易」、後編第2章第1節3「特別円制度と交易決済の諸方式」。
- 16) その他、香港と海南島も、それぞれ正金香港支店、台銀海口支店名義で正金東京支店に特別円勘定を開設した。島崎、前掲書、403頁。
- 17) 以下本項については、主に、『昭和財政史』第13巻「国際金融・貿易」、後編第2章第1節2「日本銀行の改組と「大東亜金融圏」構想」。
- 18) 日銀改組に先立ち、日銀とは別に「東亜決済銀行」を設立し、あるいは正金を「大東亜銀行」に改組し、これらを大東亜金融圏の中央銀行に仕立て上げようとする計画もあったが、大蔵省・日銀の反対にあって挫折した。島崎、前掲書、410頁以下。  
発券制度としての管理通貨制度への移行を含む「日本銀行法」の全体的内容とその意義については、『昭和財政史』第11巻「金融・下」；日本銀行百年史編纂委員会『日本銀行百年史』第4巻、を見よ。  
なおこの日銀改組については、1939年6月、ナチス・ドイツにより制定された、ドイツ・ライヒスバンクに関する法律が参考にされたという（『日本銀行百年史』第4巻、478頁）。
- 19) 以下本項については、『昭和財政史』第13巻「国際金融・貿易」、後編第2章第1節3「特別円制度と交易決済の諸方式」とくに447頁以降；島崎、前掲書、第7章第3節とくに409頁以降。
- 20) 日本銀行調査局特別調査室「満州事変以後の財政金融史」（『日本金融史資料・昭和編』第27巻所収）283－284頁、384－385頁。
- 21) 軍費調達面における価格差調整についてはここでは触れない。これについては、とりあえずは、島

崎, 前掲書, 380頁以下, 参照。

- 22) 『商工政策史』第6巻「貿易・下」; 『昭和財政史』第13巻, 472-473頁; 島崎, 前掲書, 375-376頁。
- 23) 「満州事変以後の財政金融史」(『日本金融史資料・昭和編』第27巻所収) 269-272頁; 『昭和財政史』第13巻, 461-475頁; 島崎, 前掲書, 376-377頁および404-405頁。